

時間外労働
に関する協定届
休日労働

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)				
ソフトウェア業		株式会社ヘルメスシステムズ			東京都大田区山王三丁目27番6号(03-6824-9717)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定労働時間	延長することができる時間			期間	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	1ヶ月(毎月1日)		
①下記②に該当しない労働者	納期調整および工程変更	システム開発	40人	1日8時間	14時間	45時間	480時間	平成25年1月1日から1年間	
	納期調整・変更および海外打合せ(時差調整)	製品開発補佐	8人	同上	14時間	45時間	480時間	同上	
	納期調整・工程変更による顧客打合せ	システム営業	1人	同上	14時間	45時間	480時間	同上	
	月次決算、請求・支払いの締切り事務	事務	1人	同上	14時間	45時間	360時間	同上	
②1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
③特別条項	納期調整や工程変更が集中した時は、労使の個別協議を経て、6回を限度として個別業務毎に一定期間について更なる延長時間を定める。尚、延長時間が40時間を越えた場合の割増賃金率は25%とする。	システム開発	40人	1日8時間		75時間	750時間	平成25年1月1日から1年間	
	納期調整や工程変更が集中した時は、労使の個別協議を経て、6回を限度として個別業務毎に一定期間について更なる延長時間を定める。尚、延長時間が40時間を越えた場合の割増賃金率は25%とする。	製品開発補佐	8人	同上		75時間	750時間	同上	
	納期調整や工程変更に伴う顧客対応が集中した時は、労使の個別協議を経て、6回を限度として個別業務毎に一定期間について更なる延長時間を定める。尚、延長時間が40時間を越えた場合の割増賃金率は25%とする。	システム営業	1人	同上		75時間	750時間	同上	
休日労働をさせる必要のある具体的な事由		業務の種類	労働者数 「満18歳以上の者」	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間	
納期調整および工程変更		システム開発	40人	毎週土・日	1ヶ月に5日、9:00~18:00			平成25年1月1日から1年間	
納期調整・変更および海外打合せ(時差調整)		製品開発補佐	8人	毎週土・日	1ヶ月に5日、9:00~18:00			同上	
臨時の見積業務および顧客打合せ		営業	1人	毎週土・日	1ヶ月に5日、9:00~18:00			同上	

協定の成立年月日 平成24年 12月 7日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者

職名 システム開発部

氏名 中嶋光一



協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(労働者間で候補者選出の後、挙手により採決)

平成24年 12月 25日

使用者 職名 代表取締役社長

氏名 大中勝博



労働基準監督署長殿

